

企業の債権回収～民事訴訟手続きなど～

平成28年2月24日

弁護士 鯉 沼 敦 規

〒302-0115 茨城県守谷市中央1-23-1

齋藤ビル402

TEL 0297-44-7108

FAX 0297-44-7109

第1 はじめに～東京の勤務事務所での債権回収の経験から～

債権の未回収分が大きければ、これを補填することが困難なこともありうる。自社の経営状態に影響することもある。

もともと、

①債権回収を弁護士等に依頼するとコストが発生。

②訴訟手続きを利用した場合には時間がかかるため、他の債権者に後れをとったり、債務者の資産状況が悪化することもある。

したがって、

第一に、①債権回収コストを抑え、かつ、②迅速な債権回収方法（予防手段）が重要。

第2 コストを抑えた迅速な債権回収方法

1 担保の利用

(1) 抵当権

担保を設定するには契約書（抵当権設定契約書）作成が前提となる。

(2) 質権

(3) 人的担保～連帯保証～

(4) 譲渡担保

ア 譲渡担保の概要

譲渡担保は、担保対象物（工業機械や債務者が有する債権等）の所有権を債権者に移転するという形式を採るものの、債務者が債務不履行にならなければ、担保対象物を債務者が利用し続けることを可能とする担保契約。

イ 集合債権譲渡担保

問屋 仲買 小売

A社 → B社 → C社

上記場合、A社としては、B社が今後の事業の継続により取得するC社に対する売掛代金債権等を対象として、譲渡担保を設定することができる。

将来的にB社が取得する売掛代金債権も担保権の対象とすることが可能。

B社がA社に対する支払を怠った場合、A社はC社から債権回収が可能。

ウ 集合動産譲渡担保

問屋 仲買

A社 → B社

A社は、B社の倉庫内に保管されている商品の在庫（A社以外の在庫商品を含む）を対象として譲渡担保を設定することが可能。

B社倉庫内から在庫商品が搬出され、新たな商品が在庫としてB社倉庫に保管されることになれば、その入庫された商品も、担保権の対

象となる。

なお、A社が売った在庫商品については、動産売買先取特権（当該在庫商品の競売を裁判所に申し立てて債権回収する方法）もある。

2 相殺予約

債務者に信用不安（手形不渡り等）が生じた場合に、債権を相互に相殺することを予め合意しておくこと。

3 代物弁済

例えば、金銭の代わりに、債務者の所有不動産を引き渡してもらうこと。

第3 担保権行使等ができない場合の債権回収

1 自社による債権回収手段

(1) 交渉・支払催促

粘り強く催促し続けることが肝要。

ただし、消滅時効に注意する。

商事債権一般については原則 5年

医師の診療代金や請負工事の代金等 3年

宿泊料や飲食料等 1年

なお、利息分のみの支払いを受けることでも、消滅時効を中断する効果がある。

(2) 内容証明郵便での支払督促

2 弁護士等による債権回収

(1) 内容証明郵便での支払督促

(2) 民事保全手続（民事訴訟：裁判をする前の手続）

債務者の債権（預金）や不動産を仮に差し押える手続。

（手続費用について）

・ 不動産の仮差押え

担保金（不動産固定資産税評価額の10%から20%）が必要。

担保金は裁判で勝訴すれば全額返還される。

（3）民事訴訟手続

判決・和解により、債務者が金銭を支払う義務を負っていることを確定してらう手続きである。

（タイムスケジュール）

① 訴訟提起（訴状の提出）

② 口頭弁論期日～訴状提出から約1ヶ月半後～

債務者の反論、債権者の再反論、証拠の提出。

口頭弁論期日を約1ヶ月ごとに繰り返す。

正月・お盆・裁判官の人事異動時期（春）には、2ヶ月後になることもある。

このような口頭弁論期日を、債権の内容（金額等）に争いがあれば1年程度繰り返す。

③ 判決・和解

なお、債権の存在が明白であるような簡明な事案であっても、債務者の引き延ばしにあってしまうと、判決まで半年程度かかることもある。

（4）民事執行手続

債務者が判決内容に従って任意に支払いをしない場合、不動産の競売手続等の強制執行手続をとることとなる。

（手続費用について）

- ・不動産競売の場合

予納金50万円から100万円（競売不動産の競売開始価格を決定するための鑑定評価費用等）が必要。債権者が支払った予納金について、当該不動産の売却代金から支払いを受けることとなる。

なお、担保不動産の競売（抵当権の実行）でも同様の費用はかかる。

第4 おわりに

コスト・迅速性の観点からすれば、民事保全・民事訴訟手續によるのではなく、担保権の実行手續が有効となる。

したがって、特に継続的な取引の場合（取引金額が多額になる場合）には、取引開始にあたり、相手方の会社の現況（取引先、所有不動産等）を確認し、担保にとれるものがないか調査しておくことが重要となる。

以上